

# 養父市立養父小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月2日 養父市立養父小学校

## 1 本校の方針

本校は、校是「私は、私を創っていく 責任者」のもと、学校教育目標に「ふるさととつながり、仲間と共に“在りたい未来”を創造する養父っ子の育成」を掲げている。

そのためには、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組める指導体制が必要である。しかし「いじめ」は人権侵害であり、児童の生命や身体の安全が脅かされ、生命の危機に発展しかねないもので、絶対にあってはならないことである。

私たちは「いじめはいつでも、どこでも起こりうる」という危機意識を常に持ち、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、学校、家庭、地域、関係機関との連携のもと、適切にかつ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、創立150周年を迎えた歴史と伝統ある学校であり、さらなる飛躍を目指している。校区は、南北に円山川が流れ周囲を山々に囲まれた自然環境豊かで、農業が盛んな地域である。かつては、養鯉業や繊維業が隆盛であったが、時代の移り変わりとともに様変わりしてきている。

また、新興住宅や集合住宅が増え、生活環境も大きく変化している。近年は高齢化が進み、少子化が進む中で、子どもの教育に対する考え方も多様化してきている。

本校児童は、児童数が減少する中で人間関係が固定化する状況にあり、コミュニケーションを図ることが難しい面がある。また、自己中心的な考え方から脱却できにくい児童も少なくない。

そのため、日々の教育活動を通じて児童の学力・体力・忍耐力等を育て、一人一人が自己の価値を認識しながら自信を持った生活が送れるように取り組んでいる。

いじめについては、教職員が常に危機意識を持ちながら、児童が好ましい人間関係を築き、豊かな優しい心を育てるために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を受け、いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントをあげる。

○「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という雰囲気をつくる。

○児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

○「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。

○いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。

○保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

### (2) いじめを未然に防止するための取組

いじめを未然に防止するためには、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取組まなければならない。また、一人一人を大切に授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に

努めなければならない。

### ○児童に対して

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していく。
- ・周りの子どもたちへの対応  
どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高めることが大切である。見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。その上で、いじめを見たらやめさせたり、教職員や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。

### ○教職員の姿勢

- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さない」という人間性豊かな心を育てることが大切である。また、そのことをさまざまな場面において児童に示す。
- ・児童同士の潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法等）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や学年等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。
- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、児童会等の児童自身の手による取組みを促す。
- ・「いじめ未然防止プログラム」の活用やいじめの具体的事例をもとにした校内研修を充実させ、いじめ対応能力の向上を図る。

### ○保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・学校の諸活動や児童の様子について、積極的に発信する。

## (3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

### ア いじめの早期発見に向けて

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や生活指導委員会等で気付いたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。
- ・アンケート調査の際、児童が記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。

## イ いじめの早期解決に向けて

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教職員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関やスクールソーシャルワーカー等専門家と協力して解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

## ウ 保護者・地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

### (4) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、専門的な知識を有する関係者により構成される、日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。（別紙1 校内指導体制及び関係機関）

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のチェックリストを別に定める。（別紙2 チェックリスト）

### (5) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組方針、いじめ防止の取組、早期発見のあり方、いじめ対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間指導計画を別に定める。

（別紙3 年間指導計画）

### (6) いじめを認知した際の組織的対応

いじめを認知した場合やいじめの疑いに関する情報を把握した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織対応を別に定める。

（別紙4 組織的対応）

## 4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

### (1) 学校で行われる対策

ア 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。

イ 携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を原則として禁止する。

### (2) 家庭に対して行われる対策

ア 児童の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、フィルタリングでの利用や家庭でのルール作り等、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。

イ 掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、保護者への啓発活動を繰り返し行う。

### (3) 発生時の対応について

ア 教育委員会・警察・関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。

イ 被害児童・保護者への支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

## 5 重大事態への対応について

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。

児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがあったときは、いじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態が発生したものとして調査等に当たる。

このような重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) すみやかに教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 被害児童について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童の今後について教育委員会と協議する。
- (3) 加害児童について、改善がのぞめず被害児童の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害児童の今後について、教育委員会と協議する。

## 6 その他の事項

地域に開かれた信頼される学校をめざして取り組んでいるが、いじめ防止等についても家庭や地域とともに取り組む必要があるため、策定した方針については、学校ホームページで公開するとともに、学校運営協議会、PTA総会、学級懇談会、個別懇談会、地区懇談会等あらゆる機会を利用して情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかを「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際しては、学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、児童の意見を参考にするなど、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な実践となるよう留意する。また、家庭や地域と連携した基本方針となるよう、保護者、地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

### ※ 校内指導体制及び関係機関

- 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、人権教育・道徳教育・特別活動・体験活動等を通して、学校全体で組織的な取組を行う。
- いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことがないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・確認を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を行う。

**いじめ対応チーム**（学期に1～2回開催し、問題発生時には即座に開催する。）

○校内組織

校長、教頭、生徒指導担当、道徳・人権教育担当、養護教諭、スクールカウンセラー  
※情報教育担当（ネットを利用したいじめへの対応時）

### 関係機関

PTA、学校運営協議会、養父校区自治協議会、南但馬警察署、養父市社会福祉協議会、養父中学校、養父認定こども園、豊岡こども家庭センター